

佐久穂町立千曲病院 障害者活躍推進計画

令和2年4月

I 策定にあたって

1、 策定趣旨

- 当院では障がい者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という）等に基づき、これまで「障がいのある人を対象とした職員採用選考」の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。
- また、令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障がい者である職員の職場生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。
- 本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでまいります。

2、 任命権者

- 佐久穂町長 佐々木 勝

3、 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。
- なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4、 周知・公表

- 策定又は改訂を行った計画は、全ての職員に対して周知するとともに、当院のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。
- また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組みの実施状況についても毎年度、周知・公表します。

II 目標

1、 採用に関する目標

- 在籍する雇用障がい者が前年度を下回らない。

2、 定着に関する目標

- なし

※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。

III 取組内容

1、 活躍を推進する体制整備

- 障がい者雇用推進者として事務長を選任する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、院内掲示等により周知する。
- 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者

職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

2、 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 従来の業務遂行が困難となった障がい者からの相談があった場合は、負担なく遂行できる職務選定及び創出について検討する。

3、 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・ 自力で通勤できるといった条件を設定する。
 - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援期間からのみの受け入れを実施する。

4、 その他

- 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。